

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

## 石川国民年金 事案357

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から58年6月まで

昭和58年6月に町役場へ転入の届出をした際、窓口で国民年金の加入を勧められ、手続をした。その後、年金手帳と現金を持って町役場で国民年金保険料をまとめて納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行ったとするきっかけなどについての記憶が鮮明であるほか、申立人が主張する保険料の納付金額は、申立期間の保険料を一括納付した場合に必要な金額におおむね一致しており、申立人の主張には信憑性<sup>びよう</sup>がある。

また、オンライン記録によると、申立人は任意加入被保険者として昭和59年5月に資格取得し、保険料納付を開始しているが、申立人の周辺事情からみて本来は強制加入被保険者として記録すべきであったと考えられるほか、当該資格取得並びに同年5月及び同年6月の保険料納付は、申立期間当時の居住地で行われたと思われるが、申立人の所持する年金手帳には、加入当時の住所が記載されていないなど、行政の事務処理には不自然さがみられ、申立内容のとおり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性は否定できない。

さらに、申立期間は7か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和41年5月28日に、資格喪失日に係る記録を42年1月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月28日から42年1月14日まで  
私が保有している船員手帳には、A事業主（以下、船舶所有者）が所有するB船に甲板員として乗船していた勤務期間の記載があるので、申立期間について船員保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人がB船に甲板員として申立期間に乗船していたことが確認できる。

また、漁協関係者（船舶所有者の住所地を管轄する漁業協同組合）は、申立期間当時のイカ釣り中型船（総トン数：99トン以下）の乗員数について、通常は10人ぐらいであったはずと述べており、B船（イカ釣り、総トン数：80トン）に係る船員保険被保険者名簿で確認できる被保険者数が10人であったことから、ほぼすべての乗組員が船員保険に加入していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和42年1月に

おける同船舶所有者に係る被保険者資格取得時の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の船舶所有者による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料は無いが、船舶所有者から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出される機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、船舶所有者から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年5月から同年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 19 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 11 月 21 日から 21 年 4 月 1 日まで

私は、旧制中学に在学中の昭和 18 年 11 月 21 日から A 社（昭和 20 年 4 月に B 社に商号変更）に勤務し、卒業後も同社に引き続き勤務した。厚生年金保険の保険料控除の事実が確認できる給与明細書等は残っていないが、勤務していたことは確かであり、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の入社経緯、職務内容等に係る説明が具体的で、主張に信憑<sup>びよう</sup>性が認められること、及び A 社における複数の同僚の具体的な供述から判断して、申立人が申立期間のうち、昭和 19 年 3 月 1 日から同社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚のうち、1 人は、「私は入社当初から加入している。他の作業員が当初から加入できないというのは、おかしい。」と供述している上、別の 1 人は、「申立人のような正社員で現場作業に従事していた人なら、加入しているはずだ。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 19 年 3 月 1 日以降の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

一方、現存するB社の被保険者名簿については、10人の従業員が記載されているに過ぎず、終戦まで勤務していたとされる1,000人近い従業員のほとんどが記載されていないところ、当初の被保険者名簿は昭和23年\*月に発生したC県D部C課（現在の年金事務所）の火災により焼失し、現存する被保険者名簿は、当該火災後に在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿については、何らかの事情により、かなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、昭和23年\*月の火災により被保険者名簿が焼失したことのほか、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが妥当であると判断する。

当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和18年11月21日から19年3月1日までの

期間については、申立人が旧制中学に在学しながらの勤務であり、申立人も正式な採用ではなかった旨の供述をしており、当時の状況から、勤労働員学徒または勤労奉仕の扱いをされていたことが推認される。

しかし、通年勤労働員学徒については、①労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険（現在の厚生年金保険）の被保険者には該当しないこと、②厚生省保険局長通牒「学徒勤労働員ニ伴ウ学徒ノ被保険者資格に関スル件」（昭和19年5月22日付け保発第334号）により、健康保険法における事業所に使用されている者と解することは適当であるが、労働者年金保険法における被保険者には該当しないこととされており、当該告示前の勤労働員学徒についても運用解釈により、労働者年金保険法の適用除外であるとされている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の資格取得日に係る記録を昭和46年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和46年9月から47年7月までは3万6,000円、47年8月から48年5月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月21日から48年6月21日まで

私は、昭和46年9月A社に自動車整備士として入社し、57年9月まで勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同期間についても正社員として働いていたことに間違いはないので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社において総務担当をしていた同僚は、「雇用保険と厚生年金保険は同時に加入させていた。」と供述しており、同営業所における申立人の上司及び同僚は、いずれも入社時から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和46年9月から47年7月までは3万6,000円、47

年8月から48年5月までは5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和48年6月21日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年8月まで  
申立期間当時は親と同居しており、私の国民年金は、父親が加入手続を行い、自分たち夫婦の保険料とともに納付してくれていたと思う。申立期間が未加入となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間当時、その父親が加入手続を行い、両親の国民年金保険料と共に、申立人の保険料を納付してくれていたと主張するのみで、申立人自身はそれらに関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付してくれたとするその父親は既に死亡しているため、当時の状況は不明である。

さらに、申立人は、その父親からも申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納めていたと聞いた覚えは無いとしている上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、その父親からも国民年金手帳を受け取ったことも無いとしているほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年ごろから 33 年ごろまで  
私は昭和 31 年ごろから 33 年ごろの時期に、A 社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚等が、申立人が申立期間ごろに A 社で勤務していたことを覚えていると述べていることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人から聴取しても、A 社に勤務した時期について記憶が定かでない上、同僚等も、申立人の勤務時期の記憶はあいまいであることから、申立人の勤務時期について確認できない。

また、同僚は、A 社の繁忙期に係る人員募集（有期雇用）で申立人が入社したはずであり、勤務期間については、かなり短期間だったと述べている。

さらに、A 社は既に解散しており、当時の役員はいずれも死亡又は連絡先が不明のため、人事記録等の保険料控除が確認できる資料は得られない。

加えて、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間における健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から31年3月1日まで  
② 昭和40年11月1日から41年11月1日まで

私は、A社（昭和33年10月1日にB社に名称変更。）の各作業所で勤務していたが、厚生年金保険記録が有る事業所と無い事業所があり、申立期間の事業所の記録が欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社C出張所における複数の元従業員の供述から、申立人は、当該期間に同出張所が請け負っていた仕事に参与していたことはうかがえるが、当時の社会保険担当者は、「C出張所で事務員以外の現場作業員を中途採用した記憶はない。」と供述している上、他の元従業員の供述からも、申立人が同出張所に雇用されていた状況はうかがえない。

また、申立人は、厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しておらず、D社（昭和41年8月1日にB社と合併。）にも当時の会社資料が残っていないことから、当時の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、A社C出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が記憶しているトラック運転手の同僚及び申立人の氏名は無く健康保険被保険者番号に欠番も無い。

申立期間②については、申立人が記憶している同僚の供述から、申立人が、当該期間にB社E出張所が請け負っていた仕事に参与していたことはうかがえるが、当該同僚についても、当該期間における厚生年金保険記録が確認できない。

また、B社E出張所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しておらず、D社にも当時の会社資料が残っていないことから、当時の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで  
私は、A事業所を退職した後の昭和 34 年 4 月 1 日から正社員としてB社に勤務したはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る従業員名票によると、「雇入 昭和 35 年 1 月 12 日 退職又ハ解雇 35. 4. 5」、「職歴 自 昭和 33 年 10 月 至 35 年 1 月 A事業所」と記載されていることから、申立期間のうち、昭和 35 年 1 月 12 日から同年 4 月 5 日までの期間において、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、当時のB社においては、雇用形態により厚生年金保険被保険者資格取得の取扱いを異にしていたことがうかがえ、申立人の雇用形態について、同社は、「雇入れ時、日給の記載があるため、正社員であったとは考えにくい。」と回答している。

また、申立人と同じ昭和 35 年 4 月 1 日に資格取得しており、連絡のとれた同僚は、いずれも「入社後、すぐには厚生年金保険に加入できなかった。」と供述していることから、事業主は、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を入社と同時に行わなかった状況がうかがわれる。

このほか、申立人の昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 1 月 11 日までの期間に係る勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月1日から31年7月9日まで  
申立期間については、A社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が最後まで残務整理を一緒に行ったと供述している上司は、申立期間より前に厚生年金保険の資格を喪失している。

また、A社は既に廃業しており、当時の事業主も亡くなっていることから、人事記録等の資料が得られず、申立人の同事業所における勤務及び保険料控除の実態が確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、新規適用時から適用事業所廃止時に至るまで健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 28 日から 37 年 10 月 21 日まで  
A 社 (現在は、B 社。) に勤務していた期間については既に脱退手当金が支給された記録になっているが、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の前後 75 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の受給資格が有る 19 人中 10 人について支給記録が確認でき、いずれも同社での資格喪失日から約 3 か月以内に支給決定がなされていることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金については、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 1 月 17 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁 (当時) から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所 (当時) へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人からの聴取等によっても、申立人に脱退手当金を受給した記憶が無いことのほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。